

平成 29 年度 第7回 政策決定会議 会議録①

- ◆開催日時:平成 29 年 12 月 13 日(水) 11:00~11:20
- ◆開催場所:市長公室
- ◆出席委員:信貴市長、大原副市長、根末副市長、樋口教育長

◆審議事項

- ・「岸和田市産業集積促進拠点における企業立地の促進に関する条例」及び「岸和田市産業集積促進地区における産業支援条例」の継続について……………産業政策課
⇒承認

◆審議概要

『岸和田市産業集積促進拠点における企業立地の促進に関する条例』及び「岸和田市産業集積促進地区における産業支援条例」の継続について』

〈説明者〉根末副市長

〈補助説明者〉津村魅力創造部長、池内産業政策課長、大井まちづくり推進部長、松下丘陵地区整備課長

◎根末副市長から、案件及び政策調整会議における議論の内容を説明し、政策調整会議にて本件原案のとおり承認された旨、報告。

※案件内容は付議依頼書に基づき説明。政策調整会議における議論内容は、以下のとおり説明。

【政策調整会議における議論内容】

- ①2条例の延長によって、財政推計にどのような影響がでるのか確認するよう指示。
- ②資料3『企業立地助成制度の他市比較表』について、吹田市や茨木市の備考欄に記載された『府の制度併用』とは、特区制度の活用による法人府民税等の免除等であり、現状本市は特区の指定は受けていないことを確認。
- ③条例の延長期間は平成 35 年度末までの5年間であるが、『5年間』という期間の根拠は、阪南2区及び丘陵地区の企業誘致に係る事業期間を根拠としていることを確認。

◎説明後、質疑応答

〈産業政策課長〉財政推計への影響について、補足説明する。今回付議した2条例については、今年度末でその効力を失う。しかし、財政推計上は、既に助成を開始又は決定している企業については、平成 30 年度以降の助成を見込んでいる。また、今後誘致する企業については、土地の造成スケジュールに伴い公募時期が変動する点、補助内容(土地購入か借地かによっても変わる)及び家屋評価額等が確定していない点を踏まえ、元々、財政推計には見込んでいない。よって、条例の効力延長が財政推計に影響を与えることはない。

〈市長〉法人市民税や都市計画税に相当する額を補助しない理由は如何。

〈産業政策課長〉企業にとって大きな負担となる固定資産税を対象とすることで、企業に対してインパクトを

与えている。さらに、他市と比較して、補助期間も長めに設定しており、企業に与える印象は強いと考える。

〈市長〉企業の反応は如何。他の要望はあるのか。

〈産業政策課長〉好評である。問合せの際も、企業から良い反応をいただけることが多い。

〈丘陵地区整備課長〉丘陵地区も同様の反応で、企業誘致は順調にすすめられている。

〈市長〉今後も引き続き、積極的に企業誘致を進めていくように。

〈根末副市長〉本案件について、原案のとおり承認してよいか。

【異議なし】

⇒本件を原案のとおり承認する。

平成 29 年 12 月 1 日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 魅力創造部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	「岸和田市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例」及び「岸和田市産業集積促進地区における産業支援条例」の継続について
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	上記2条例について、平成 30 年 3 月 31 日をもって効力を失うこととなっているが、引き続き企業誘致及び産業支援を図るため、制度を継続する内容(「岸和田市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例」の助成期間及び両条例の期間延長)の条例改正について、ご審議願うもの。
説明者	産業政策課 池内 産業政策課 田中 産業政策課 平野
付議事項の概要	様式別紙に記載(必ず別紙様式をご提出ください。)

付議会議	平成29年度 第7回会議
付議事項	「岸和田市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例」及び「岸和田市産業集積促進地区における産業支援条例」の継続について

★取組の目的

対象	新規立地企業及び臨海部の既存企業
どのような状態を目指す	産業集積を促進している地域への新規企業の立地及び既存企業の設備投資を促し、産業の活性化を図る。

★総合計画上の位置付け

106040103	基本目標	I-6 海から山までをつなげ、新しい価値と活力を創出する
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(4)経済活動が活発に行われている
	目指す成果	①多様な資源を活かしあい、市内の事業所に活気がある
	行政の役割	ウ 企業誘致と流出防止を推進する

★現状と課題

阪南2区及び丘陵地区を産業集積拠点に指定し、企業誘致を推進している。阪南2区・丘陵地区ともに事業途中であり、企業の進出意欲を引き出すための優遇制度は必須である。
また、臨海部を産業集積促進地区に指定し、既存企業の設備投資及び市外への流出防止を図っている。既存企業への支援を実施することで、市内の産業の活性化を図るとともに、継続して市内で操業していただく環境づくりを後押しするため、優遇制度が必要である。

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項	決算(見込額)		予算額	見込額				
	H27年度	H28年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
固定資産税(土地・家屋・償却資産)の助成	78,041	84,640	95,285	119,444	91,384	87,403	83,321	108,900
財源内訳	国費							
	府費							
	起債							
	一般財源	78,041	84,640	95,285	119,444	91,384	87,403	83,321
	その他							
事業費	計			H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
			490,452	119,444	91,384	87,403	83,321	108,900

★当該事項に関連する人員増の必要性*

人員増の必要性	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
有					
無					

★取組の効果を表す指標

指標名	単位	H27年度	H28年度	H29年度	目標値				
					H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
① 助成措置対象企業新規指定件数	件	3	7	7	8	8	1	1	1
②									

※事業費及び人員を確約するものではない。